

# 農薬専門調査会及びプリオン専門調査会専門委員の 任免について

(平成18年3月9日 食品安全委員会決定)

## 1 基本的な考え方について

- (1) 食品安全委員会の専門委員については、農薬専門調査会及びプリオン専門調査会を除き、「専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の取扱いについて」(平成17年6月30日食品安全委員会決定)に基づき、平成17年10月1日付けで任免を行ったところ。
- (2) 農薬専門調査会及びプリオン専門調査会については、「農薬のポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の急増」及び「米国産牛肉等の食品健康影響評価」など調査審議に当たっての特別な事情を考慮し、10月1日での改選を行わずに別途検討することとされたが、今般、ポジティブリスト制度について、その全容が明らかになったこと及び米国産牛肉等の食品健康影響評価が取りまとめられたことも踏まえ、平成18年度の当初から新たな評価体制で調査審議が行えるよう、「専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の取扱いについて」と同様の考え方で専門委員の任免を行うこととする。

## 2 任免の方針について

### (1) 任期

現在、任期は設定されていないことから、改選時期に合わせて一斉に辞職願を提出していただき、改選後は2年間の任期を付すこととする。

### (2) 改選時期

発令日は平成18年4月1日とする。

### (3) 考慮すべき事項

- ・ 府省出身者 は、原則として専門委員に選任しない。
- ・ 70歳以上の者は、原則として専門委員に選任しない。
- ・ 女性専門委員の割合については、専門委員全体で「30%」を達成するよう努める。
- ・ リスク管理機関に設置された食品安全委員会と密接な関係を有する審議会等の委員、臨時委員、専門委員を兼職しないことが望ましい。

行政官を対象とし、研究者は含まない。